

# GLOBE

グローブ 2013 冬

72



(公財) 世界人権問題研究センター

# 京

都市動物園は明治36年4月に大正天皇の御成婚を記念して、東京都恩賜上野動物園に次いで全国で2番目に開園した歴史を持ちます。

開園から100年以上を経て、施設の老朽化が進み、展示効果の面から、また、動物福祉の上からも改善が必要な施設が少なくなく、初めて大規模な再整備が行われることになり、平成21年11月に「動物園大好き市民会議」の議論をもとに、共汗でつくる新「京都市動物園構想」を策定しました。平成28年3月末に「近くて楽しい動物園」の実現を目指して開園しながら整備を進めているところです。

「近い」には都心から近くて交通の便が良いという意味と、動物と来園者との距離が近く周近で観察していただけるという二つの意味が、「楽しい」には動物たちが幸福に楽しく暮らし、その姿を見て来園者も楽しいという意味が込められています。

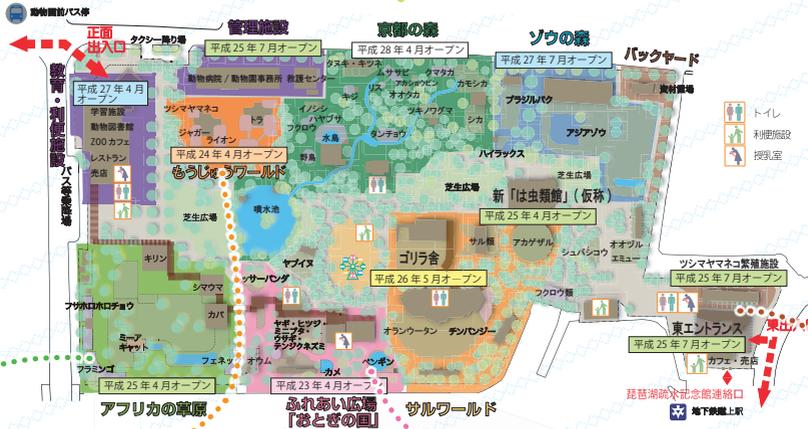


## 共汗でつくる

### 新「京都市動物園構想」



▼図1 共汗でつくる新「京都市動物園構想」完成予定図



「多様性—いろいろな違いを発見しよう—」をテーマに、生物の多様性を学ぶ場として、また、動物福祉の立場から環境インリッチメントに取り組み、いきいきとした動物の姿を伝える場として整備しました。関西では初めてとなる絶滅危惧種のツシマヤマネコの展示を開始しました。



平成24年春にオープンした「もうじゅうワールド」

整備の第一弾として平成23年春にオープンしたふれあい広場「おとぎの国」



「いのちの尊さ、いのちのつながり」をテーマに、動物とのふれあい体験を通して、実感としての「いのち」を伝えるとともに、大人から子供まで楽しく学べる場を提供しています。

平成25年春にオープン予定の「アフリカの草原」完成予定図



アフリカのサバンナで暮らしている大型草食獣の混合飼育を目指す施設。キリン舎は群れ飼育と繁殖が可能なものとし、キリン観覧用木道を設けて、給餌体験等ができる施設となります。

平成25年夏にオープン予定の「東エントランス・ツシマヤマネコ繁殖施設」完成予定図



東エントランスは、地下鉄最寄駅の蹴上駅からの来園者を迎える施設として、食べる楽しみ買う楽しみを提供できる場や展示スペース、トイレ、授乳室を備え、利便性に優れた快適な空間を創出し、地下鉄利用者の増加に寄与できる施設として整備します。ツシマヤマネコ繁殖施設は、国内で最も絶滅の恐れが高い種の1つで、極めて希少な種であるツシマヤマネコについて、非公開で繁殖に取組み、野生動物の保全に直接的に寄与するための施設として整備します。

# GLOBE

GLOBE No. 72 2013 winter…目次

歴史随想	北ツ海文化圏と出雲(下)……………	上田 正昭	2
報告	アラブ諸国における民主化・法・女性に関する意見交換会……………	三輪 敦子	4
企業の日	『異なりを認め合い、相互に敬愛する』……………	田中 誠二	6
外部寄稿	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現をめざして……………	足立阿季子	8
国際人権・随想	アジア諸国と人権(その三)……………	安藤 仁介	10
研究第一部	ロマの差別と闘うヨーロッパ……………	中井伊都子	12
研究第二部	吉田文治と『特殊部落一千年史』……………	白石 正明	14
研究第三部	「おふだ」と町内会……………	水野 直樹	16
研究第四部	神戸女学院大学の女性学……………	米田 眞澄	18
研究第五部	「調査なくして発言なし」……………	外川 正明	20
研究部の取組	人権意識調査結果は活かされてこそ……………		
	「全国水平社の人々」……………		
報告	「京都ヒューマンフェスタ2012」参加企画……………		
事業案内	「創立90周年によせて」開催報告……………	本郷 浩二	22
	安藤仁介先生の受賞をお祝いする……………	坂元 茂樹	24
	「国際女性デー記念」人権問題シンポジウム……………		
	「国際化時代の家族のあり方」……………		
	「人権学習出前講座」のご案内……………		
	2012年度……………		
	講座・人権ゆかりの地をたずねて……………		
	『人権問題研究叢書』のご案内……………		
	「京都から世界へ、人権文化を発信」……………		

〔連載〕	人権のゝ館、ヒューマン・アルカディア(福岡県人権啓発情報センター)	仲尾 宏	25
	〈海外の人権紀行〉アメリカ合衆国	安里和晃	32

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「リンコレリオカトレヤ」

## 北ツ海文化圏と出雲(下)



研究センター理事長  
京都大学名誉教授

上田 正昭

日本海を古代人たちが「北ツ海」とよんでいたことは、『日本書紀』の垂仁天皇二年是歳の条や『出雲国風土記』の意宇郡毘売崎の条ほか三カ所、『肥後国風土記』逸文などによって明らかとなる。

『出雲国風土記』の神門郡古志郷というムラの名は、古志(越・北陸)の人びとが来住したのにもとづき、意宇郡の母理郷や拝志郷には大穴持命(大國主命)が越の八口を平定したことを伝える。大穴持命をこの『風

土記』は二十七カ所(註1を含む)にわたって、「所造天下の大神」と特筆していることもみのがせない。十世紀前半の『延喜式』には能登国羽咋郡に大穴持像石神社・能登郡に宿那(少名)彦像石神社がみえ、新潟県の出雲崎の由来も海上のルートによるつながりを背景とした。

方形あるいは長方形で四隅が突出している四隅突出墳丘墓は、出雲を中心に展開するが、伯耆、出雲寄りの備後・安芸、さらに越前へとひろがり、越中の杉谷4号墳におよぶ。

対外関係においても北ツ海側は大きな役割をはたした。邪馬台国論争で有名な中国の魏の年号銘のある鏡は、西日本を中心に八面出土しているが、そのなかの四面は山陰道からみつかっている。景初三年(二三九)鏡は出雲の雲南市加茂町の神原神社古墳、正始元年(二四〇)鏡は但馬の豊岡市の森尾古墳、青龍三年(二三五)鏡は丹後の京丹後市の太田南5号墳、景初四年鏡は丹波の福知山市の広峰15号墳に副葬されていた。

『日本書紀』によれば崇神天皇の代に、大加耶国の王子とする都怒我阿羅斯等が、北ツ海を廻って出雲経由で筒飯（氣比）浦に渡来したと記述し、欽明天皇三十一年（五七〇）から高句麗の使節が四回も北ツ海ルートで来着したことを記載する。

古代の外交では、とかく遣唐使のみが重視されがちだが、渤海国との交渉を忘れるわけにはいかない。渤海使は神亀四年（七二七）から延喜十九年（九一九）まで、三十四回も来日している。唐使（唐からの使節）が舒明天皇四年（六三一）から宝龜十年（七七九）までの間にわずかに九回（正式は八回）であったのと比較すれば、渤海と日本の外交関係は唐よりもはるかに密接であったことがわかる。しかもその上陸地の判明する二十九回すべてが北ツ海海岸地域であり、そのうち出雲は三回・隠岐は三回であった。

天平五年（七三三）の二月に出雲の国造であり意宇郡大領であった出雲臣広島らによってまとめられた『出雲国

風土記』には数多くの神話があるが、それらは出雲在地の神話であり、まさしく出雲神話といってよい。ヤマト朝廷のもとで成書化した『古事記』（上巻）・『日本書紀』（巻第一・巻第二）は、『記』・『紀』の「神代巻」の神話であり、そこでは『記』二六七神、『紀』本文六十六神・「一書」（別伝）

一一五神（計一八一神）が登場する。そしてその内容は(1)高天原系・(2)出雲系・(3)筑紫系に分類することができる。

そのこともあって、たとえば『古事記』の出雲系神話はしばしば三分の一を占めるといわれたりするが、筑紫系は山幸彦・海幸彦など出雲系よりは少なく、出雲系神話は高天原系について多い。そして稲羽（因幡）の素（白）兔の神話は『古事記』のみが伝え、八十神の大国主神への迫害や、須佐の男命による大国主神に対する試練、あるいは八千矛神（大国主神）の後妻沼河比売を正妻（須理比売）が嫉妬する文学性豊かな神話は『古事記』だけが物語る。出雲はまさしく北ツ海文化圏の中心であった。

## 民主化・法・女性に関する意見交換会

### アラブ諸国における

「日本アラブ女性交流事業」は、1993年に、ヨルダンのバスマ王女が来日したことがきっかけとなって開始された事業である。外務省が国連NGO国内婦人委員会に委嘱する形で、1996年以降、実施されてきた。

今年 は同委員会所属の日本女性法律家協会が受け入れ団体となり、2012年2月に日本の女性法律家がヨルダン、エジプト、チュニジアを訪問した後、10月に、ヨルダンからヨルダン弁護士会評議会委員であり女性委員会委員長である弁護士のスール・イマーム氏、エジプトからエジプト司法省附属国立司法研究所技術部参事官兼行政検事局副局長参事官(検察訓練計画担当)のネフェルティティ・トゥースーン氏、チュニジアからチュニジア女性法律家協会会長であり弁護士のラミア・デッバービ氏を日本に招き、最高裁判事への表敬訪問を始め、様々な行事がおこなわれた。

(公財)世界人権問題研究センターでは、三名の方々に関西を訪問された機会をとらえ10月26日(金)に、京都大学イスラーム地域研究センター、女性法律家協会大阪支部とともに、京都大学において「アラブ諸国における民主化・法・女性に関する意見交換会」を開催する機会を得ること



閉会の辞を述べる安藤仁介所長

ができた。当日は、京都大学イスラーム地域研究センター長の小杉泰先生の司会により、三名の方からの発表に続いて、出席者との意見交換がおこなわれた。

ヨルダンでは1963年に最初の女性弁護士が誕生したが、現在では国内の弁護士の20%強を女性が占めている。今回、来日したスール・イマーム氏は、2011年に、女性として3人目のヨルダン弁護士会評議会委員に選ばれた。ヨルダンの女性弁護士が抱える課題としては、個人的なつながりで仕事の依頼が来ることが多く、女性弁護士に対する社会的認知の低さもあいまって、不利な状況に置かれがちなこと、家庭責任との両立が容易ではないこと、弁護士組合への参加率が低いこと等がある。女性弁護士の専門的能力を向上させ、また女性弁護士間でのネットワークを強化して抱える課題の解決策を探り、弁護士組合でも活発に活動して未来のリーダー育成にも力を注ぐことが大切であり、また、法律の運用と立法の双方に関し、女性の権利についての意識を高めることが重要である。

エジプトでは、人民議会議員に占める女性の割合は、1957年の0.7%から2010年には12.7%に増加した。モロッコ、ヨルダン、レバノンといった近隣諸



国に比べると、エジプトは、女性の政治参加に熱心な国とは言えず、54%の人たちは女性が首相に選ばれることに反対との調査結果もある。人民議会における女性議員へのクオータ制を定めた2007年の憲法修正条項は、男女の平等に反しているとして憲法裁判所に提訴されたが、裁判所は、自由権規約が認める暫定特別措置にあたるとしてクオータ制を認める判決を出した。しかし、2011年1月25日の「エジプト革命」後、クオータ制は廃止され、2012年に実施された人民議会選挙では、女性の割合は2%に低下してしまった。男性中心主義が色濃く残る社会と慣習のなかで、女性の政治参加には多くの障害が存在する。

チュニジアでは、1956年の独立後に「個人の地位に関する法律」が制定されたが、この法律は、重婚を禁止し、夫からの一方的な申立による離婚を廃止するなど、「女性の夢」を実現する先進的なものだった。子どもの国籍に関しては、2010年に父母両系主義が実現している。しかし、相続権に関しては、男女間にはいまだ不平等が存在し、男性には女性の2倍の取り分が与えられている。

また、男性を一家の長とする規定も「個人の地位に関する法律」には残っている。「アラブの春」による革命後、改正憲法に女性の権利が保障されるよう求めてきた女性たちは、改正案に非常に落胆することになった。そこには、男性を補完する女性の役割が強調されており、男女の平等からかけ離れたものになっていたからである。それに反対して女性たちがチュニジアの女性デーである2012年8月13日に大規模なデモをおこなった結果、補完的という表現をやめて、男女の完全な平等という表現を採用することが表明されたものの、まだ安心できる状況ではない。憲法の第二草案の内容次第で、さらに働きかけを強めていく必要がある。

今回の意見交換会を通じ、改めて印象づけられたのは「アラブ」世界の多様性である。イスラームの教えがどのように法や社会に反映しているかも、国によって様々であることを痛感した。さらに、「アラブの春」後の状況が女性の地位や権利にとって全く予断を許さない状況であることが理解できた。エジプトのネフェルティティ氏が、このままでは女性性器切除がまた復活し、女性は9歳で結婚させられるような状況に戻ってしまいかねないと危惧の念を表明されたことが強く印象に残っている。「アラブ」とひとくくりにすることなく把える視座を保ちつつ「アラブの春」後の「民主化」の行方を見守りたい。

(研究センター研究第一部 専任研究員 三輪 敦子)

## 企・業・の・目

### 『異なりを認め合い、 相互に敬愛する』



学校法人大和学園  
学園長

田中 誠二

大和学園は、2011年に創立80周年を迎えました。標題は、学園の教育綱領に掲げている一項目です。本学園は、栄養、医療・福祉、調理、製菓・製パン、食育、ホテル、ブライダル、ツーリズムのホスピタリティ産業に特化した職業人の養成と人々の生涯学習や産業支援活動に取り組む「アカデミー・オブ・ホスピタリティ」を標榜する総合教育機関です。創立以来、おもてなし文化の都、京都の地でtaiwa流の職業型実学教育とその根幹となるホスピタリティ教育を追求してきました。職業教育というと仕事に必要な知識や技術を身に付けることと考えがちですが、その前にもてなしの心、英語で言うホスピタリティの心が必要であると考えています。

ホスピタリティとは、お互いの異なりを認め合い、相互に敬愛しながらそれぞれの価値を高めて、心地よい関係を築くことであると、私は理解しています。

そしてこの考えは、人権教育にもつながっています。日本の精神文化の中には、「謙讓の美德」や「以心伝心」という考え方がありました。同じ民族同士だから分かり合えるという前提がありましたし、他者と異ならないことが良いとされてきましたが、現代のように個性が進むと他者の異なりを認め、相互に敬愛の気持ちを進めてネットワークを築いていくことが必要になります。他者を思いやるこそが人権の尊重であり、まさにホスピタリティマインドであると思います。

人を幸せにし、人に奉仕するホスピタリティマインドは、あらゆる専門教育に優先されるものであると考え、本学園の教育は専門知識や技術の習得だけではなく、ホスピタリティマインドの醸成を基本に置いています。具体的に、「ホスピタリティセミナー」という授業ではフードサービス業界をはじめ、ホテル、華道など、各業界で活躍されている方をお招きして現場におけるホスピタリティ精神を学んだり、高齢者施設や児童館に訪問し手作りのお菓子をふるまう「ふれあいスイーツ」などを通して、人の喜びが、自分の喜びに思えるようなプロジェクト

トを実行しています。また、歌舞伎や能などの日本の伝統芸能を鑑賞する時間を設けたり、手話を授業に取り入れたりして、様々なホスピタリティを肌で感じる機会を持たせています。京都流のホスピタリティマインドを兼ね備えた上で、自分の専門技術を発信させることこそ、本学園で学んだ学生が持ちうる宝であると思います。

このようなホスピタリティマインドを機軸とした学生の人間力醸成、これを主眼とした専門教育を提供し、学園で学び巣立った卒業生たちがそれぞれの職場や地域で貢献していくように、学園の教育事業そのものが社会貢献活動であると考えています。2010年のISO26000の発行から様々な組織におけるSR（社会的責任）活動がより一層注目されるようになりました。学校法人も社会的責任を果たすべき組織だと考え、本学園では2011年に「ホスピタリティ・レポート（学園概要&SR報告書）」を発行しました。本学園の教育を、さらに広げて取り組んできた食育の推進や地域・業界貢献、環境保全の活動など、ステークホルダーの関心事項と大和学園の事業としての重要性の観点から冊子やホームページを通してより幅広く、より分かりやすく発信するということです。

個人対個人のコミュニケーション手段がスマートフォ

ンやSNSの急速な普及により変化し、インターネットがおもてなしを創造できる新しいツールになり得る時代となってきました。これからのソーシャルネットワーク時代のホスピタリティは、古き良きものを調和させて、おもてなしをする側が内に秘めているという「静」の姿勢ではなく、守るべきものは守りつつ新たなライフスタイルを積極的に提案し、表現するという「動」の心意気で、新しいメディアのプラス面を活用すべきだと考えています。特に人権問題と深い関わりを持つ京都のおもてなしの心は、世界の人権問題に必ずやプラスの影響を与える力を持っているものと思います。本学園でホスピタリティマインドを学んだ卒業生たちは国内だけに留まらず、海外で活躍する者もおります。これからも京都から海外で活躍する多くの人的魅力あふれる人材を輩出することで、京都のおもてなしの心を世界に広げていきたいと考えています。

大和学園は、創立100周年に向けて、持続可能な発展を次の成長につなげるために、京都ならではのおもてなしの心と、人間力形成を機軸とした職業型実学教育と生涯学習の振興、さらには産業支援活動に邁進していきま

す。そして、ホスピタリティマインドに満ちた「人の和」を、時代が変化しても変えることなく広げ続けてまいります。

## 仕事と生活の調和

ワーク・ライフ・バランスの実現をめざして



京都府府民生活部  
男女共同参画課 参事

足立 阿季子

◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは  
仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらが、働く人々への将来の不安や豊かさが実感できない大きな要因となつていて、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっていると いえます。

それを解決する取組が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現です。個々人の生き方や子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方の選択を実現するため、社会全体で取り組むことが求められています。

◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて

平成20年、京都雇用創出活力会議（構成…京都府知事、京都市長、京都労働局長、連合京都会長、京都経営者協会会長）の下にワーク・ライフ・バランス専門部会を設置し、オール京都体制により「京都 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動計画」を策定、平成23年11月には、京都におけるワーク・ライフ・バランス推進の拠点「京都ワーク・ライフ・バランスセンター」を開設しました。本センターでは、中小企業における取組の支援、府民への広報啓発、地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進を柱として、オール京都体制で取組を進めているところです。とりわけ人材確保が困難な中小企業においてワーク・ライフ・バランスに取り組み利点は大きく、長びく円高など厳しい社会経済情勢が続く中にある「コスト」としてではなく、人材確保や企業体質の強化、またメンタルヘルスや子育てに加え、年々増加傾向にある介護による離職などを防ぐリスクマネジメントの観点からも、「明日への投資」として積極的に取り組む

んでいく必要があると考えています。

こうしたことから、京都府では、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度」を設け、中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援しています。社会保険労務士等からなるワーク・ライフ・バランス企業支援チームが企業を訪問し、個々の企業のニーズに応じてきめ細やかな支援を行ったこと等からワーク・ライフ・バランス推進宣言企業は863社、認証企業は100社を突破（11月16日現在）し、中小企業においても徐々にワーク・ライフ・バランスの取組が浸透してきていると感じています。

反面、府民アンケートによると、ワーク・ライフ・バランスの言葉も意味も知らないとする回答が約6割という調査結果もあることから、毎年11月19日から25日までの一週間で「京都ワーク・ライフ・バランスウィーク」と定め、集中的な広報啓発を実施しています。

ワーク・ライフ・バランスという点、単なる企業の福利厚生と捉えられたり、また、仕事とプライベートの二者択一をせまられるものと誤解されがちですが、そうではなく、生活の充実が仕事の充実につながり、メリハリのきいた仕事が生生活のゆとりにつながるというように、仕事と生活の好循環を生み出すことでどちらもより充実する、という相乗効果をもたらすものであるという理解の促進に努めているところです。

また、地域団体や企業、大学等と連携した地域における多世代交流の場づくり、特に団塊世代の男性の地域活動への参加促進や地域の課題解決に向けた交流会の実施等、地域においてもワーク・ライフ・バランスが実践されるよう取り組みを進めているところです。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組は、ようやく緒に就いたところであり、引き続き、オール京都体制により連携を図りながら、一人ひとりが自らの希望する働き方、生き方が選択・実現できる社会をめざして取り組んでいきたいと考えています。



## アジア諸国と人権（その三二）



研究センター所長  
京大名誉教授

安藤 仁介

前回まで見たビルマは、「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」にもその「選択議定書」にも入っていません。これと対照的なのがモンゴルで、モンゴルは同規約を発効に先立つ一九七四年に、選択議定書を一九九一年に、それぞれ批准しています。これまでモンゴルに対して選択議定書に基づく個人通報は一件も寄せられていませんが、規約に基づく国家報告書の審査はすでに一九八〇年、八六年、九二年、二〇〇〇年、一一年の計五回にわたって受けています。しかもこの間、モンゴルの政治体制は変化しています。そこでまず、

同国国境の北に接するロシア、南に接する中国という二大国との関係に注目しながら、モンゴルの近代史を簡単に振り返っておきましょう。

広義のモンゴルは、東を満州（中国東北部）に発し、西はトルコに至る中央アジアの広大な草原地帯を指し、そこには紀元前から多種の遊牧民が生活していたことが知られています。そのうち現在のモンゴルに繋がるのは、テムジンがモンゴル系諸族を統一してその支配者（ジンギス・カーン）を名乗った一二〇六年とされています。かれとその子孫は満州から黒海周辺に拡がり中国本土やモスクワを含む人類最大の帝国を打ち建て、とくにジンギス・カーンの孫フビライ・カーンの時代には宋王朝を倒して中国本土を支配下に置き、『東方見聞記』で名高いマルコ・ポーロがかれに仕えたこともよく知られています。元はやがて明王朝に倒されますが、支配者は北へ逃れ、モンゴル族は同王朝と対

立し続けました。

しかし明王朝を倒した清王朝の満州族は、一七世紀末にはモンゴル族の反乱を抑えて支配下に組み込みました。また早くからモンゴル族と接触して、モンゴル地域の東南に住む漢族およびモンゴル族を中国本土攻略の予備軍として活用していました。これが後に「内モンゴル」と呼ばれる地域が構成される先がけとなり、同地域は他のモンゴル地域と比べて漢文化の影響をより強く受けるようになります。そして、そのことがモンゴル族の満州族ひいては漢族に対する反感の要因となったとも考えられます。もともと清王朝はモンゴル族の関心を買うため、その社会構造の維持を図って、王公領を厳密に設定したり、フビライ・カーン以来のラマ教勢力保護を継続したりしていました。ただし、アヘン戦争後に清王朝の近代化が進められる過程で、モンゴルの政治機構が見直されるとともに、多数の漢族系商人がモンゴルへ進出して商業網を広

げ、金融高利貸事業に従事するようになってきました。

そうした状況のもと、一九一一年に辛亥革命で清王朝が倒れると、モンゴルの指導者層はロシアに接近し、内外モンゴルを合わせた大モンゴル国の建設を目指したのです。しかしロシアは、モンゴル指導者層が樹立した新政府、中華民国、ロシアの三者間で「キャフタ協定」を結び、中国の宗主権下で外モンゴルに自治を認めるものとしてモンゴル新政府を承認する構想を選びました。だがその直後、一九一七年に起こったロシア革命により、帝政ロシアが崩壊し、キャフタ協定の構想は実現しませんでした。却って、中華民国は外モンゴルに対する主権を回復すべく一九年には一方的に自治を解消します。これに対して、モンゴル族のなかでロシア革命の影響を受けたグループは、二〇年「モンゴル人民党」を結成し、王公やラマ教勢力とも協力して、民族解放運動を進めることとなります。

# ロマの差別と闘うヨーロッパ



研究センター嘱託研究員  
甲南大学教授

中井 伊都子

2010年7月にフランス中部の町セント・エグナンで起こった強盗事件が、ロマの青年の犯行とされたことに反発したロマの人々が暴徒化したことをきっかけとして、当時のサルコジ大統領はフランス国内にいる77,300人のロマの不法居住者追放を宣言した。「ジプシー（ロマ）キャンプは子どもが物乞いと売春や犯罪の温床である」というわけである。これに対して欧州議会は、「移動の自由を保障したシエンゲン協定と差別を禁止したEU基本権憲章に違反するとして追放の即時中止を求め、ヴァチカンや国連の人種差別撤廃委員会などからの批判も相次ぐ中、当時のイタリアのベルルスコーニ首相

がフランスを支持したことで事態は混乱を極めた。結局フランスがEU法に添った形で国内法を見直す」と表明したことで、欧州委員会による欧州司法裁判所への提訴などの法的措置は回避されたが、欧州におけるロマに対する根強い差別と偏見を改めて露呈する出来事となった。

リーマンショック後の世界的な景気後退の中で、欧州においても移民とくにロマの人々に対する襲撃事件が増加し、欧州議会選挙ではロマ排斥を掲げた極右政党が躍進している。ロマの起源については諸説あるものの、一般に11世紀から14世紀にかけてその起源である北インドを離れベルシャなどを経て欧州に移住したといわれるいわゆるロマの人々は、絶え間ない迫害や差別また追放にさらされてきた。18世紀にはスペインやオーストリア・ハンガリー帝国で抑留や強制的な同化の対象となり、第二次大戦では40万人から50万人のロマがナチスドイツによって虐殺されたといわれている。さらにソヴィエト連邦の解体とユーゴスラビアの分裂によって多くのロマが西側諸国にも職を求めて移住し、現在欧州だけで1000万人から1200万人のロマが暮らしているといわれている。領土的野心を持たず、迫害と追放の歴史から移動しながら生活することを余儀なくされてきた口

マの人々の識字率は50%以下とも言われていて、市民としての登録がされていないことも多く、正確な人口は把握されていないのが現状である。

欧州審議会 (Council of Europe 現在47カ国) は、加盟国内に根強く残る「反ジプシー主義」の撤廃に向けて、さまざまな取り組みを展開してきた。欧州人権裁判所は、ロマの移動生活との関連における住居の権利の保障、警察による取調べの問題、ロマの子どもを特別な学校に入学させたことなどをめぐって締約国の欧州人権条約違反を判断しており、欧州社会権委員会とはくに経済的保護の観点からロマの家族の権利を擁護してきた。人種主義と不寛容に関する委員会は繰り返し反ジプシー主義を扱い、特にメディアの責任を繰り返し強調し1992年に採択した地域的あるいは少数民族の言語に関する欧州憲章(1998年発効)はロマ語を保護されるべき言語と指定し、1994年の国内にいる少数民族の保護に関する枠組み条約(1998年発効)に関してはドイツやスウェーデンなど多くの加盟国がその文化とアイデンティティを維持・発展すべき少数者としてロマを挙げている。

さらに2010年にはロマ排斥の動きの高まりを受け、47の欧州審議会加盟国とEUならびにロマを代表す

る団体が一同に会し、ロマの人々が置かれている社会的状況に對して、エンパワーと社会的統合を奨励するための原則と優先事項についての合意を記した「ストラスブル宣言」を採択した。宣言では、加盟国に反差別法を施行し、人種主義に基づく犯罪をなくし、ロマの子どもが平等に教育制度に組み込まれさらに学校に通い続けられるよう(補助教員を付けるなどして)確保することなどを求めている。さらにこの宣言によってロマの人々を法律のあるいは行政的に支援するロマ担当官 (Roma mediator) の欧州研修計画が策定され、2011年度には440名、2012年度には1000人以上のロマ担当官が研修をうけることになった。

社会にはびこる差別や排除に正攻法は見当たらない。欧州審議会60年以上の歴史を概観してみても、まさにあの手この手で人種主義や差別に取り組み、加盟国に遵守を促す仕組みを作り上げてきている。なお多くの人権問題を抱えながら、国内人権機関の設置や国連規約人権委員会への個人通報制度の実現も遠のいた気がする。今般の日本の政治情勢ではあるが、人の尊厳を守り差別のない社会のためにあの手この手で対応する政府の姿勢を求め続けていきたいと思う。



吉田文治と『特殊部落一千年史』  
—— 水平運動を支えた出版人 ——



研究センター嘱託研究員

白石 正明

全国水平社創立90周年にちなんで、高橋貞樹『特殊部落一千年史（水平運動の境界標）』の発刊を巡るひとつの動向について記してみたい。

高橋については、またこの著作の意義について、今まで多くのことが論じられてきた。1992年12月、沖浦和光の校注・解説の復刻版『被差別部落一千年史』（岩波文庫）に対して、主としてその表題の是非を巡って93年に師岡佑行と沖浦との間で『こべる』誌上で論議があった。今回は、従来の研究から少し離れて、同著作を世に出した一人の出版人を紹介したい。その人物の名は、吉田文治である。

吉田は、明治32（1899）年3月3日、奈良県吉野

郡上市町の医者・順造の長男として生まれた。大正6年3月に県立五條中学校を卒業、同12年3月には同志社大法学部政治学科を卒業した。在学中は総長の海老名正の影響を受けた。

卒業後、彼は難波英夫が社会部長をしていた大阪時事新報社に就職、労働運動関係等の取材記者となったが、同年9月の関東大震災直後に編集長と衝突し辞職した。その年の暮れには、出版経営に乗り出し、京都市上京区平野大祇町に出版社「更生閣・吉田書店」を創業するに至る。大正13年前半に、山川均・加藤一夫の著作、河野密・山川菊栄の訳本、富田碎花の詩歌集を刊行したが、社会主義思想の色濃い刊本の一部は発禁処分の対象となった。

5月20日、吉田は上京区河原町丸太町上ルに転じた更生閣から、高橋の『特殊部落一千年史』を出版する。このとき19歳足らずではあったが、山川均の弟子であり、すでに才能の片鱗を見せていた高橋に、吉田は書かせることにしたのである。吉田はこのとき25歳。同書は、黒の表紙に荊冠が描かれた箱入り図書で、定価は2円。しかし、5月24日付で同書は発禁となった。

しかも、吉田は出版法第3条違反で略式起訴（罰金20円）された。彼はこれを不服として提訴した。

吉田側の言い分は、第一に発行3日前に納本はしなかったが(第3条違反)、それは事前に内務省の検閲官によって検閲を受けていたこと(事実、発禁本にその根跡がみえる)。3日前納本は通常、同業他社を含めて厳格に行なわれていないこと。第二に、出版法第3条は司法処分になじまないこと。もし起訴するなら、同第28条をもって行なうべきだと主張した。略式起訴とはいえず、起訴に相違なく、ならば第3条ではなく、発禁処分と罰則の条項である第19条、第28条を正面に据えて、正式裁判をすべきであると訴えたのである。

当時のメディアは、吉田の提訴を「珍しい出版法違反」の見出しで、4段抜きで報じた。裁判は、6月26日、結局吉田の敗訴となるが、その過程で、処罰には政治的意図があったことを明白にしただけでなく、事務的な手続き違反(第3条)だと固執する検察から、同書を発禁処分「解除」するとの言質を引き出すこととなった。

吉田は、この発禁で「一千数百円の損失」を蒙ったという。しかし彼は、先の同書の発禁解除という検察の発言を逃さず、同年10月、改訂版として、同内容の高橋貞樹『特殊部落史』を発刊した。白色のハードカバー、定価2円30銭の同書は、前の『特殊部落一千年史』の刷り

直しといえる。もちろん今回は、検閲で、多くの伏字・削除がなされ、痛ましい限りだが、改訂版は大正15年まで6版9千部を発行している。出版としては成功である。

吉田は経営者としての才覚を発揮していたといえる。それから発禁本が4版(5月30日発行)まであり、かなり流通しているのは謎だが、どうも彼は、発禁・押収される前に4版まで刷って、市場に漏らしたのではないかと推測される。ちなみに、沖浦和光の最近の研究によれば、吉田は高橋に稿料として3百円を払っている。

水平運動史研究のなかで吉田文治に触れるものは皆無である。しかし、高橋の才能を現実に生かした一人であった。そして敢えて裁判に持ち込み、検察の不当さを訴えるときともに、高橋の著作を広い世間に知らしめる結果をもたらした人物であった。

吉田はその後も出版と労働運動の指導者として活躍する。昭和15年以降は、出版業から離れ、金属会社を立ち上げ、金だらいを作っていたという。嵐の過ぎるのを待っていたのか。

そして、敗戦後、日本社会党に入党、その後、西尾末広らの民主社会党に転じ、その間京都府議会議員を3期務め、昭和60年、86歳で逝去した。社会運動・労働運動を支えたその生涯の詳細は、今後の課題となる。

# “おふだ”と町内会



研究第三部客員研究員  
京都大学人文科学研究所教授

水野 直樹

「おふだ」というのは、神社で出す守り札（御札）のことである。

私は京都市内に住んでいるが、私の住む地域ではまだ町内会の活動がそれなりに続いている。役員を引き受ける人がいないので、町内会を解散したところもあると聞くが、我が家が属している町内会の活動はかなり活発だ。回覧板を回すだけでなく、地藏盆の開催、祭りの子ども神輿、区民運動会への参加、児童公園の掃除、資源ゴミの回収など、毎月のように何らかの行事や活動がある。町内会が地域社会を支えているというオーバーかもし

れないが、さまざまな行事・活動を通じて町内に住む人の顔は、だいたいわかるくらいの付き合いになっている。私のところの町内会は一二の組に分かれている。昔の隣組である。今年度、私は回り持ちの組長を務めている。私の組には八世帯が属している。組長の主な仕事は、町内会長から届けられるさまざまなお知らせの類を回覧板に入れて回すこと、各世帯に『市民しんぶん』『きょうと府民だより』などを配布することである。

先日、町内会長が学区内にある神社の「おふだ」を持ってきた。例年、我が家の郵便受けにいつの間にかおふだが入れられているのは、神社から自治連合会へ、そして町内会から各組へというルートで回ってきているからである。玄関先で立ち話をした会長は、町内会でおふだを配布することには疑問の声もあるが、毎年のことなので組長に届けている、どのようにするかは組長で判断してほしいと、少しすまなさそうな顔で語った。

我が家では毎年、郵便受けに入れられるおふだを持て余している。おふだを神棚に置く（「まつる」というのが正しいかもしれない）家もあるだろうし、柱に貼り

付ける家もあるだろうが、我が家には神棚も適当な柱もない。神社に対して特別な信仰心もないので、おふだは迷惑な品物になっている。

町内会長から八世帯分のおふだを受け取りながら、「組長が全世帯におふだを配るのはやはり問題があると思うので、希望する世帯にだけ渡すようにしたい。そのため回覧板で希望を聞くことにする」と答えた。

神社のおふだくらいのもので慣例を破るのはどうかと言われそうだし、おふだが問題なら、神社のお祭りに子ども神輿が参加することや地藏盆でお坊さんにお経をあげてもらうことも宗教活動に当たるではないかという意見もあろう。

しかし、祭りや地藏盆は習俗として定着した行事ととらえることができるし、嫌だと考える人は参加しなければすむ。しかし、おふだは個人の信仰に関わるものと思われる。いまや神棚のない家の方が多いであろう。そのような状況で、町内会の役員や組長がおふだを配るのは宗教活動に当たるものであり、各世帯の意思を問わずにおふだを郵便受けに入れるのは、特定の宗教を強制することにつながる可能性がある。宗教団体が布教・宣伝の

ためにチラシを郵便受けに投げ入れるのとは、わけが違いう。キリスト教・イスラム教など神道以外の宗教に信仰心を抱いている人や、日本の神社に特別な関わりを持たない外国籍住民にも、町内会を通じて神社のおふだを配ることは、宗教の自由を侵すものではないだろうか。

このように考えた末に、結局、回覧板の中に世帯分のおふだを入れて、希望する世帯にそれをとってもらうことにした。例年と違うやり方にした理由を説明する短い文章もつけた。このやりかたがよかったかどうか、答えはないが、少なくとも宗教の自由を侵すおそれは避けられたのではないだろうか。

町内会がさまざまな活動を通じて地域社会でそれなりの役割を果たすことは望ましいことに違いないが、それが構成員の基本的な人権を侵害することにならないか、私たちは考えてみるべきではないだろうか。とりわけ、日本の文化や風習とは異なる文化的背景を持つ外国籍住民が身近に暮しているということを意識しておく必要がある。

おふだという小さな問題が、私に考えさせてくれたことである。

# 神戸女学院大学の女性学



研究センター嘱託研究員  
神戸女学院大学准教授

米田 眞澄

私が勤務する神戸女学院大学では、1985年に女性学インスティテュートという女性学研究所が設置されています。女性学研究所の大学での設置は、東京女子大学に次いで2番目です。私は2010年から女性学インスティテュートのディレクターを勤めています。

女性学インスティテュートが企画・運営する講座として、女性学（実践編）、女性学（理論編）という二つの科目があります。どちらの講座も4人の講師のオムニバス形式で行っています。受講生は、女性学（実践編）が定員60名、女性学（理論編）が定員80名ですが、どちら

も受講希望者が多く、抽選をしなければならないほどです。学生たちは、既に履修した学生から「興味深い授業だった」との評判をきいて、履修を希望してくれるようです。

私は女性学（実践編）を担当しています。女性学（実践編）では、女性に対する暴力を統一テーマに強姦、セクシュアル・ハラスメント、痴漢行為、DV、デートDV、ストーカー、女性の人身取引について、ロールプレイ、グループディスカッションを交えて学生の理解を深める授業、強姦、セクシュアル・ハラスメントに関する判例を用いた授業、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、DVに関する法律の解説を行う授業、実技を踏まえた女性安全自覚術の授業などが展開されています。また、西宮警察の警察官に来ていただいて、DV、ストーカー被害に対する警察の対応について、お話いただいています。女性学（理論編）では、ジェンダーとは何か、女性の身体と心、性的マイノリティーとしてのレズビアン、女性に対する暴力について、それぞれの講師が講義を展開しています。

神戸女学院大学では、2014年度から副専攻制度が

開始される予定です。この副専攻の一つに女性学を置くことが現在、検討されています。そこで、女性学の副専攻科目として適切な科目を各学部（音楽学部、文学部、人間科学部）にお願いして、リストアップしてもらっているところです。また、女性学インスティテュートは、女性学を副専攻とするのであれば、新たにジェンダー・スタディーズという科目を前期と後期に設けるべきであるという提案を教務委員会にしています。この科目では、一人の講師が15回連続して授業を構成することを考えています。これによって、ジェンダー学、女性学についてのより体系的学びを学生たちに提供できるのではないかと思っています。

女性学の副専攻科目としてリストアップした科目の中には私が担当する法学関係の科目も多く含まれています。たとえば、「現代社会と法」という2回生配当科目もその一つです。「現代社会と法」では、男女雇用機会均等法、DV防止法、女性差別撤廃条約についても、判例を交えながら講義をしています。また、「女性と司法」という集中講義を大阪弁護士会の島尾恵理弁護士と一緒にしています。「女性と司法」では、神

戸地方裁判所での刑事裁判の傍聴、神戸家庭裁判所での調査官による講義と庁舎内見学もしています。島尾弁護士は、神戸女学院の中等部のご出身です。島尾弁護士は、ご自身が担当した事件の中から強姦・強姦わいせつの被害にあった女性の加害者に対する損害賠償請求事件について、学生とともに考える授業を展開してくださっています。「女性と司法」は、裁判所見学の都合から定員を40名にしていますが、こちらも学生の間で人気が高く、毎年抽選をしなければなりません。

神戸女学院大学は1875年の創立です。10月12日が創立記念日となっていますが、今年で創立137年を迎えた歴史のある女子大です。創設以来、キリスト教主義教育、国際理解、リベラルアーツを柱として、自主、独立した女性（自律した女性）の育成をめざしています。女性学インスティテュートは、その建学の精神にぴったりの教育を学生たちに提供していくことができていると自負しています。女性学が副専攻となれば、神戸女学院大学での女性学の益々の発展が期待できると今から楽しみにしています。

「調査なくして発言なし」  
人権意識調査結果は活かされてこそ



研究センター嘱託研究員  
鳥取環境大学教授

外川 正明

多くの自治体では、五年或いは一〇年ごとに市民を対象とした「人権意識調査」が実施されています。それらのほとんどは、各自治体のホームページ等に公表されていますので読むことができます。特に、本センターの研究員の方々ははじめ多くの研究者が、調査項目の設計から、集計、分析に関わっておられますので、その結果から市民の人権意識の現状と課題を深く理解できるのですが、数多くの報告書を精読することはなかなか困難です。

そのため、研究成果を互いに学び合うことを目的に、本年九月、当センター主催シンポジウム「同和問題にかかわる市民意識調査のいま」が開催され、各自治体の調

査分析を担当された三人の研究者の方々による報告とディスカッションが行われました。詳細は、本誌前号（七一号）に掲載されていますが、「この一〇年間で、部落を避ける意識が増加しているのではないか」「若い世代でも学習機会が減少しているのではないか」「学校教育で差別の現状については教えても、解決への道筋を示しきれなかったのではないか」等々、教育・啓発を進めていく上で、たいへん意義深い提案をお聞きすることができました。

そもそも、こうした市民意識調査は、一九六九年の「同和対策特別措置法」の制定以来、行政施策の検証と改善のために、総理府を筆頭に各自治体で実施されてきた経過を持っています。同和対策に関わる特別措置法が失効した後も、二〇〇〇年に制定された「人権教育・啓発推進法」により、各自治体に「人権教育啓発推進のための基本計画の策定」が求められたことから、調査項目の変更はなされつつも継続して実施されてきたものです。

各自治体の報告書のほとんどには、巻頭に「今後の人権施策推進の基礎資料を得るため」と目的が書かれ、さらには、「この報告書が市民をはじめ多くの皆様に活用されることを」と記されていることもあります。確かに、報告書の公開は大切なことですが、まずは何より、

市民の税金を投入し時間と労苦をかけて実施された調査結果なので、実施主体である各自治体が、分析者の意見を組み入れ、具体的な課題解決に活かすことが重要です。その意味から、いくつかの自治体の報告書を読んで、私を感じた三つのことを指摘しておきたいと思います。

第一に、郵送によって行われる質問紙調査では、調査用紙そのものが啓発の意味をもっているということですから。例えば、「企業等が身元調査を実施することについて」の意見を求める設問があります。この設問は、身元調査は法的に禁じられている行為であることを、前提にしなければ成り立ちません。このことを抜きに回答者に、企業の身元調査の是非を問い、結果をそのまま公開することは、誤った認識をかえって拡大することになります。

第二に、報告書の公表もまた啓発に大きな意味があることから、データの読み取りには、「差別は許されない」という立場に立っているかどうかが問われます。例えば、多くの調査で、「同和地区の人との結婚について」という設問があります。その回答に「子どもの意志がつけられれば認める」といった選択肢が用意されています。この回答を、「肯定的」と見るのか「否定的」と見るのか、自治体によってずれが見られます。結婚は本人たちの意

志のみによるものであるという原則に立てば、とうてい肯定的意見とは読みとれず、大きな誤解を招きます。

そして第三に、調査結果を具体的な行政施策にどのように活かしていくのかを、市民に明らかにする責務があることです。「五年前と比較して何%増えた」といったことではなく、過日のシンポジウムでも明らかになったように、「研修会参加者が減少している」なら、どういった人たちに、どのような場で、どのような研修機会を設け、どのような内容を行うのか提示することが必要です。

ある自治体の調査では、「ここ五年間で同和地区の人々に対する差別的な発言や言動を直接見聞きしたことはありますか」という設問に、「ある」という回答は約二〇%でした。この結果に、ある方がこんなことを私に語って下さいました。「この町の人口は六〇万人、その二〇%だから、一二万人がこの五年間に部落差別発言に出会っている。単純に、一年に換算すれば二万四千人、一日にすれば六六人もの人たちが、毎日どこかで部落差別に出会っている現実、何ともおそろしいことだと思いませんか。」

「調査なくして発言なし」といわれますが、人権意識調査が、差別解消の具体的取組に活かされてこそ、回答者の協力も、担当者の尽力も報われるのだと思います。

「京都ヒューマンフエスタ2012」参加企画  
「全国水平社の人々」  
「創立90周年によせて」開催報告



研究第2部専任研究員

本郷 浩二

二〇一二年一月二八日、京都市南区の京都テルサ(京都勤労者総合福祉センター)において、約三五〇〇名の

市民の方々の参加のもと、「京都ヒューマンフエスタ2012」が開催されました。「京都ヒューマンフエスタ」は毎年、京都府と京都市人権啓発推進会議および京都市人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で開催されており、府内で活動するNPO法人の活動発表や、様々な人権問題に取り組み諸団体や大学等の企画展

示、ゲストによるトークショー等が行われています。

当研究センターも毎年これに参加しており、フエスタの一環として企画展やシンポジウムなどを同時開催してきましたが、二〇一二年は部落差別の撤廃と被差別部落の人々の尊厳の回復を求めて「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と訴えた全国水平社が創立されてからちょうど九〇周年にあたることから、同和問題の研究に取り組む研究第2部を中心に「全国水平社の人々―創立90周年によせて―」をテーマとする、写真パネルの展示とギャラリートークを実施しました。

当日は全国水平社の創立にたずさわった阪本清一郎・西光万吉・駒井喜作・平野小剣・南梅吉・米田富・泉野利喜蔵・桜田規矩三の八名について、パネルによってそれぞれの事跡を紹介し、また創立大会の宣伝チラシや、創立大会で配布された水平社の綱領・宣言・則・決議を記したビラの複製などを展示しました。パネルや展示品はいずれも奈良県御所市の水平社博物館よりご提供いただいたものです。ここに記して感謝申し上げます。

午前、午後の二回、約三〇分ずつ行われたギャラリートークでは、研究第2部専任研究員の本郷が写真パネル

や展示品についての説明を交えながら、水平社創立の背景やその意義などについて解説しました。

全国水平社は、名前こそ多くの人に知られていますが、その歴史や実践、これにたずさわった人々については、十分に理解されていないというのが実情ではないでしょうか。

全国水平社が創立された当時、長年にわたる差別と排除の結果、多くの部落が圧倒的な貧困と劣悪な生活状態に陥っており、かつ周囲からは厳しく差別的な眼差しが向けられていました。そのようななかで、部落の人々もまた、自らを劣った、遅れた存在と考えて卑下し、差別に対する諦めから、その出自を隠しながら生きることが強いられていたのです。

こうした状況に大きな変化をもたらしたのが水平社でした。一九二二年三月三日の創立大会で発表された創立大会宣言では、普遍的な人間の尊厳を訴える一方、宣言の冒頭で「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」と、出自を表明し団結して差別と闘うことを呼びかけ、さらに「吾々がエタであることを誇り得る時が来たのだ」と、部落出身者としての立場が肯定的に強調されています。ここでは自らを卑下し、出自を隠して差別から逃避

するのではなく、部落出身であることを積極的に自覚することで、自分自身を部落差別と向き合う主体へと高めることが提起されているといえるでしょう。

この水平社の創立によって部落問題は、差別を許容し、これを維持してきた社会の問題として位置づけ直され、部落差別を鋭く告発することが可能になったのです。こうした、部落問題をめぐる認識や価値観の転換こそが、水平社が部落問題の歴史の上にもたらした最も大きなインパクトでした。

展示は六〇名を超える方々にご覧いただくことができました。また、ギャラリートークでは約三〇名の方々が足を止め、耳を傾けておられました。なかには、部落問題の歴史や現状について熱心な質問を返される方もおられ、小規模ながら、水平社創立九〇周年を記念するにふさわしいイベントとなりました。



## 安藤仁介先生の受賞をお祝いする

平成24年度京都新聞大賞（文化学術賞）が当センター所長の安藤仁介先生（京都大学名誉教授）に贈られた。センターの研究員・職員を代表して心よりお祝い申し上げます。受賞理由に、「安藤仁介氏は、国際法研究の第一人者で、国連規約人権委員会委員長や世界人権問題研究センター所長などを務め、世界や地域社会の平和・人権問題の解決に尽くしてきた」とあるが、安藤先生は文字通り日本を代表する国際法学者である。先生は、1987年から20年間規約人権委員会の委員を務められ、1993年から1994年には委員長の重責を担われた。

そのほか、1994年からは国際通貨基金（IMF）行政裁判所の裁判官を、また2001年には常設仲裁裁判所の裁判官にも就任されている。日本が関係した戦後初の国際裁判である「みなみまぐる事件」では日本政府代表団顧問・保佐人を務められ、2000年からは国連海洋法条約仲裁裁判所の仲裁人に就任されている。

こういう多方面でのご活躍とこれまでのご研究が評価され、国際法学者の誰もが憧れる万国国際法学会の準会員に1999年に選出され、2005年には同学会の正会員になられた。一八七三年に設立された同学会は、まさしく世界の著名な国際法学者のみから構成される学会である。米国フレッチャー・スクールから博士号を授与された先生の博士論文は、オックスフォード大学出版局より *Surrender, Occupation, and Private Property in International Law* として出版されているが、その業績が世界的に評価されている先生ならばこそこの選出であった。受賞のお言葉にあった、「領土問題をふくめ、人類的視野で発言し行動するのが日本の役割」という先生のお考えは、世界的な文化都市である京都に生まれた世界人権問題研究センターがめざす研究活動に他ならない。所長としてますますセンターをご指導いただきたいとの思いを新たにす受賞である。

坂元 茂樹（研究センター第一部長・神戸大学教授）



(2012年11月29日京都新聞夕刊掲載写真)

JR鹿兒島本線で博多駅から約15分、春日駅で降りると目の前にひとときわ目を引く高層建築がある。西鉄春日原駅にもほど近く、交通至便なこの地に建つ「クローバープラザ」とよばれているこの建物には「福岡県総合福祉センター」「福岡県男女共同参画センター」とともに「福岡県人権啓発情報センター」がある。愛称は「ヒューマン・アルカディア」<sup>1</sup>、文字通りの「人権の館」である。

この財団法人は一九九六年に福岡県が二億円を全額出資して開設された。現在では公益財団法人に移行してい

## ヒューマン・アルカディア (福岡県人権啓発情報センター)



る。財団の目的は定款によれば「同和問題をはじめとする人権問題に関する情報、資料の収集及び提供・展示を行い、並びに啓発活動を推進することにより、県民の人権意識を高め、差別のない社会の確立に寄与することを目的とする。」とある。

福岡県の地は大陸や朝鮮半島に近い地理的条件のため、古代から先進的な文化が発達してきた。近代では北部九州一帯は八幡製鉄所をはじめ、重化学工業の集積地となり、また筑豊や三池炭田の産炭地でもあったことから、多くの労働者を抱えることになった。

そして人権問題で言えば、一八七三（明治六）年におきた「筑前竹槍一揆」は本来、横暴な米商人に対する農



筑前竹槍一揆をとりあげた資料  
(ヒューマン・アルカディア展示室)

民の実力闘争であったが、その過程で一揆の闘争が被差別民への襲撃に発展するという悲劇をうんだことでも知られている。また、筑前叫革団を組織し、やがて全九州水平社委員長、全国水平社中央委員会議長に選ばれた松本治一郎（一八八七―一九六六）を生んだ地でもある。

産炭地では日本人労働者だけでなく、朝鮮から渡航してきた人々、のちには強制労働を強いられた人々が過酷な労働と貧窮にあえいだ時期もあった。したがって県やその他の自治体は速くから人権問題に取り組み、また運動の側の動きも活発だった。したがってこの「ヒューマン・アルカディア」のような、全県的な規模の人権啓発機関、情報発信機関の開設は地域の人々の要望でもあった。現在、「アルカディア」が取り組んでいる事業としては、「同和問題啓発強調月間」と「人権週間」に合作して講演、シンポジウム、コンサートや映画会等の開催に取り組み、その企画には県内外の有識者が加わっている。また県内の自治体の人権相談従事者を主たる対象とした研修を行い、個別課題の研修だけでなく、地域の特性に対応したネットワークづくりにも力を入れている。県内の教員研究や子どもを対象とした啓発事業もさかんである。県の人権啓発ラジオ番組もこの「アルカディア」の担当である。

もうひとつ、特筆すべきことは展示事業が大々的に取り組まれてきたことである。

クローバープラザ・ビルの七階全体を「アルカディア」が占めているが、その約2分の1が常設展示と特別展示およびその付属施設として運用されており、発足以来、改良を重ねて今日に至っている。二〇一二年秋に訪問したときは筑豊炭田の労働者に寄り添って生きた「山本作兵衛さんの描いた人々」が特別展示され、炭鉱で「ひしめきあって、助けあつ





て暮らしていた」人々の姿が生き生きと蘇っていた。

常設展示場では近世から近代にかけての被差別民のくらし、職業、一般地区とのかかわり、日本の近代化のなかの被差別民など、また産炭地での労働、生活などがわかりやすく展示されている。特に仕事の用具や、生活道具も収集され、往時のきびしい労働や暮しぶりが実感できる。

情報収集提供事業としては、約六千冊の蔵書と約四五〇点の視聴覚資料が啓発資料室で常時公開され、貸出にも応じている。そのほか広報事業や調査研究事業も手掛けている。まさに福岡県の総合的人権センターとし

ての役割を果たしている、といえよう。

このようにこのアルカディアは県民一般の人々に目に見えるかたちで人権問題について考える機会を提供する施設であり、また施設利用や見学だけでなく、あらゆる分野の人権問題の研修についての相談事業の取組がおこなわれている。このような開かれた機関の存在は今後も貴重な役割を果たしていくにちがいない。

〔所在地〕福岡県春日市原町三丁目一七(クローバープラザ七階)

TEL 092-584-11271

Fax 092-584-1273

〔開館時間・曜日・入館料金〕

午前九時～午後九時(日曜及び祝日は午後五時まで)

休館日は毎週月曜日(第四月曜日は除く。月曜日が休日の場合は翌日が休館日) 年末・年始(二月二十八日～一月四日)、臨時休館日あり。

〔展示室入館料〕 大人二〇〇円

大学・高校生一〇〇円(団体割引あり)

中学生以下、六五歳以上、障害者手帳等をもつ人は無料。

(研究第三部長 仲尾 宏)

～ 国際女性デー記念～  
人権問題シンポジウム

## 国際化時代の家族のあり方

本シンポジウムは、国際化時代の家族のあり方というテーマのもと、家族における男女の役割分担、日本における外国人女性の看護・介護領域での労働実態、また日本人との結婚で生じる外国人女性の諸問題等について意見を交わします。そして、すべての人々が国籍や性別を問わず、安心して暮らせる社会とはどのようなものか、参加者の方々と共に考えたいと思います。皆さまのご参加をお待ちしております。



- 日 時：2013年3月8日（金）、午後1時30分～4時30分
- 会 場：ウイングス京都 イベントホール（京都市中京区東洞院通六角下る東側）
- 挨拶：安藤 仁介（センター所長・京都大学名誉教授）
- コーディネーター：谷口 真由美（センター研究第4部部长・大阪国際大学准教授）
- パネリスト

斧出 節子（センター研究員・京都華頂大学教授）

「家族責任と性別分業」

安里 和晃（センター研究員・京都大学特定准教授）

「国際的な人の移動と家族」

マーサ・メンセンディーク（センター研究員・同志社大学准教授）

「多文化家族と社会福祉実践」

福嶋 由里子（センター専任研究員）

「国際結婚家族と外国人女性に対する暴力」

- 参 加 費：無料
- 定 員：240名（当日受付、先着順）  
\*手話通訳が必要な方は、2013年2月22日までに、ご連絡ください。
- 主 催：公益財団法人世界人権問題研究センター
- お 問 い 合 わ せ：公益財団法人世界人権問題研究センター  
TEL 075 - 231 - 2600 FAX 075 - 231 - 2750



※ 国際女性デーとは  
女性に対するあらゆる差別の撤廃に向けた取組みの促進を目指し、国連が国際女性年である1975年に定めたもの。



世界人権問題研究センター

## 「人権学習出前講座」のご案内

人権に関する様々な問題を総合的に調査・研究している当センターの研究員が、京都市立及び京都市立の高等学校に出向き、生徒さんを対象に人権問題に関する講座を行います。

### ◆講座の対象者について

- 対象は、府立学校及び市立学校（高校及び特別支援学校の高等部）の生徒さん達です。
- 『学校で人権学習を計画している』『総合的な学習の時間に人権の話を知りたい』といった場合に、お申し込みください。

### ◆受講者数について

- 特に制限はありません。ご希望をお聞きし、調整させていただきます。
- 生徒さん達と一緒に教職員や保護者の方が受講いただいても結構です。

### ◆実施日について

- 原則として、通常の授業時間帯とします。
- 時間は、1校時（50分程度）を基本としてください。

### ◆テーマについて

- 当センターでリストアップした下記のテーマの中からお選びください。

### ◆経費について

- 講師に対する謝金（謝礼）は不要ですが、会場までの旅費はご負担ください。
- また、研修等に必要会場や付属設備は依頼者の方でご用意ください。

### ◆テーマリスト

- 国際的な人権について  
「世界人権宣言とは」「ハンセン病者と人権」「国際人権法と私たち」「難民と日本」他
- 同和問題について  
「部落問題の歴史」「全国水平社の願い」「部落史・人権ゆかりの地をたずねて」他
- 定住外国人の人権について  
「戦前日本の朝鮮統治とは」「在日外国人とともに生きる」「京都にある朝鮮ゆかりの地」他
- 女性の人権について  
「女性に対する暴力とその法的救済について」「家族生活と女性について」「ジェンダーとは」他
- 人権教育について  
「豊かな人権文化を創る」「子どもの権利と社会」「『障害』って何だろう」他

### 《お問い合わせ・お申し込み先》

（公財）世界人権問題研究センターへ、実施希望日の3ヶ月前までにお申し込みください。

TEL：075-231-2600

FAX：075-231-2750

URL：http://www.mmjp.or.jp/jinken/

【2012年度】

# 講座・人権ゆかりの地をたずねて

今年度から  
会場が変わりました

## 京都の魅力再発見

京都のまちには数多くの名所・旧跡があります。そこでは寺社や町衆の文化とともに、差別を受けながらも京都の歴史・文化の創造と発展に寄与した人びとの生活史が息づいてきました。

本講座では、そうした京都の〈人権ゆかりの地〉をとりあげ、そこでおりなされてきた人間模様を通じて、京都における人権の歴史を多面的に学んでいきたいと思っております。

回	月日	講師	テーマ・内容
8	1月26日 (土)	上田 正昭 研究センター理事長 京都大学名誉教授	石田梅岩とこころの学問 — 京都が生んだ心学の先人 — 人心が荒廃して、こころの教育が強調されている。享保14年(1729)車屋町御池上りで開講した石田梅岩は、こころの本性を知り、こころを発明する必要性を説いた。そして商人に自信と誇りを与え、経世済民のあるべき姿を力説した。

※第7回まで終了。

- 回数 全8回  
曜日 土曜日  
時間 午後2時～3時30分  
(受付は、午後1時30分～)  
場所 ウイングス京都  
(中京区東洞院通六角下る)  
受講料 1,000円(1回)  
\* 賛助会員は無料  
\* 予約不要、当日受付



地下鉄鳥丸御池駅(5番出口)または  
地下鉄四條駅・阪急鳥丸駅(20番出口)下車徒歩約5分

お問い合わせ (公財) 世界人権問題研究センター (TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750)

## 『人権問題研究叢書』のご案内 ～京都から世界へ、人権文化を発信～

世界人権問題研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を京都府・市民の皆様をはじめ広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に『人権問題研究叢書』を2011年6月に創刊しました。この叢書は、当研究センター所属の研究員が当研究センターにおいて共同研究や個人研究などで取り組んだ調査・研究活動を通じ、人権問題をいろいろな視点から考察したものです。

- ◇第7号 『歴史のなかの女性の人権』 田端泰子著（センター評議員・京都橘大学名誉教授）  
＜2012年12月発行 ¥1,575（税込）＞
- ◇第6号 『京都のなかの渡来文化』 上田正昭著（センター理事長・京都大学名誉教授）  
＜2012年4月発行 ¥1,575（税込）＞
- ◇第5号 『人権から見た近代京都』 秋定嘉和著（センター研究員・池坊短期大学名誉教授）  
＜2012年3月発行 ¥1,000（税込）＞
- ◇第4号 『2010年度講演録 講座・人権ゆかりの地をたずねて』  
世界人権問題研究センター編  
＜2012年2月発行 ¥1,500（税込）＞
- ◇第3号 『朝鮮通信使と京都』 仲尾宏著（センター研究部長・京都造形芸術大学客員教授）  
＜2011年12月発行 ¥1,575（税込）＞
- ◇第2号 『アイヌ・台湾・国際人権』 安藤仁介著（センター所長・京都大学名誉教授）  
＜2011年10月発行 ¥1,000（税込）＞
- ◇第1号 『救済の社会史』 世界人権問題研究センター編  
＜2011年6月発行 ¥1,000（税込）＞

※ジュンク堂京都店（京都市下京区四条富小路角

☎：075-252-0101）でも販売しています。

ジュンク堂京都店  
人文書担当 濱市充さん  
「新しい知見を  
得られます！」



## 〈海外の人権紀行〉

# アメリカ合衆国

ワシントンDCは首都機能のために人工的に作られた都市である。しかし、アメリカの首都機能を有しているだけではなく、スミソニアン博物館群、ホロコースト記念館、ベトナム戦争戦没者慰霊碑、リンカーン記念館など見どころも多く、アメリカのたどってきた歴史を理解するには最も素晴らしい場所の一つだろう。アメリカが「自由」や「平等」を勝ち取ってきた歴史がわかると同時に、アメリカの愛国心がどのように構築されてきたかを同時に感じることができる。

ワシントンDCで最も高い建築物はワシントン記念塔である。これは初代大統領ワシントンの功績を称えたものだ。塔の周りには州の数だけ国旗が掲げられており、国家を強く意識した建造物だ。

ここで多くの人が訪れるのが、リンカーン記念館である。リンカーン大統領は奴隷解放の父と呼ばれ、肌の色の違いによる差別に対して抗したことで有名である。奴隷制存続は人民の判断に委ねるべきであるという当時の国民権の考えに反対した点においては、その決意の強さを感じさせる。南北戦争を経て1862年の奴隷解放宣言、その後の憲法修正を通じて、奴隷制を非合法化したことの功績は非常に大きい。とはいえ、リンカーンも先住民へのさまざまな圧政や虐殺に対しては反対の声をあげなかったと言われている。「人民の人民による人民のための政治」は先住民を指しているものではなかったのである。

このことでリンカーンの功績が矮小化されるものではない。リンカーンの功績は現在も認められており、リンカーン記念館が20世紀初めに建てられた。奴隷解放後、肌の色の違いによる差別がなくなつたかと、いうとそうではなかった。やがて、肌の色の違いによるさまざまな差別の解消に向け公民権運動が活発化していく。マーチン・ルーサー・キング牧師はワシントン大行進において、このリンカーン記念館で演説を行い、「I have a dream」（私には夢がある）で始まる、人々の平等を訴えた有名な演説を行った。彼はアメリカの国家にとっても平等な社会の実現は必須であると訴えている。

フランクリン・ルーズベルトの碑も見ることができ。ルーズベルト大統領は1930年代、景気の悪くなったアメリカを立て直すため、「ばらまき政策」とも言われるニューディール政策を実施したことで有名だが、貧困撲滅に力を入れたことでも有名である。「私たち社会の発展は裕福なものが富をどれだけ獲得したかではなく、ほとんど持たざる者に対してどれだけ与えることができたか」によるとした。こうした考えも、公共事業を通じて富の再分配によって貧困者の救済につながるとしたものであり、ニューディール政策とはこうした関連がみられるのである。

ワシントンDCには、ベトナム戦争戦没者慰霊碑、朝鮮戦争戦没者慰霊碑、第二次世界大戦におけるもつとも有名な戦場の一つとなった硫黄島記念碑など戦争を思い起こさせる碑も多くみられる。アメリカ建国の歴史だけではなく、世界にも大きな影響を及ぼした歴史を思い知らされる場所である。アメリカのナショナリズムは民主主義化の過程であり、軍事化の過程でもあったことを感じさせる。

（研究第四部嘱託研究員 京都大学特定准教授 安里 和晃）



▲ホワイトハウス（裏）



▲多くの歴史的集會が行われたリンカーン記念館。



▲ワシントン記念塔。アメリカ独立の功績を称えた塔である。



▲ワシントン大聖堂。教会や政府の補助なく人々の寄付によって建てられた。



▲ペンタゴン。9.11以降、嚴重な警戒態勢がとられている。

## 世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000 円～  
1,575 円 (税込)

### 『人権問題研究叢書』

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価  
8,610 円 (税込)

### 創立 10 周年記念出版

#### 『散所・声聞師・舞々の研究』

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組んできましたが、その成果をまとめました。



◎定価  
1,890 円 (税込)

### 『人権歴史年表』

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



◎定価  
1,890 円 (税込)

### 『京都人権歴史紀行』

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



### 季刊「グローブ」(研究センター通信)

年 4 回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価 各号  
2,500 円 (税込)

### 『研究紀要』の刊行 (年 1 回発行)

当センターでは、「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門で研究を行っており、毎年、当研究センター研究員の個人研究の成果を公表しています。

## 「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円 (学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎特典 ・『グローブ』(季刊：年4回発行) 『年報』の無償送付。  
・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付。  
・「講座・人権ゆかりの地をたずねて」の無料受講。  
・人権図書室所蔵の図書貸出サービス。  
・当センター主催の講演会等への優先案内。

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ。



### 公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] [jinken@kyoto.email.ne.jp](mailto:jinken@kyoto.email.ne.jp)